

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税について

令和6年度の税制改正により、課税対象となる老齢厚生年金等（老齢を事由とする年金）において令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

公的年金における定額減税

- ・ 所得税については、令和6年6月に支払われる年金から源泉徴収される税金が減税されます。
- ・ 個人住民税については、令和6年10月に支払われる年金から特別徴収される税金が減税されます。
- ・ 減税額は、次の金額の合計額です。ただし、合計額が所得税額または個人住民税額を超える場合は、それぞれの税額が減税額の限度となります。

なお、1回で減税しきれない金額は、以後の年金の支払いの際に順次減税されます。

	所得税	個人住民税
本人 ^{※1}	30,000円まで	10,000円まで
配偶者または扶養親族 ^{※1,2}	1人につき30,000円まで	1人につき10,000円まで

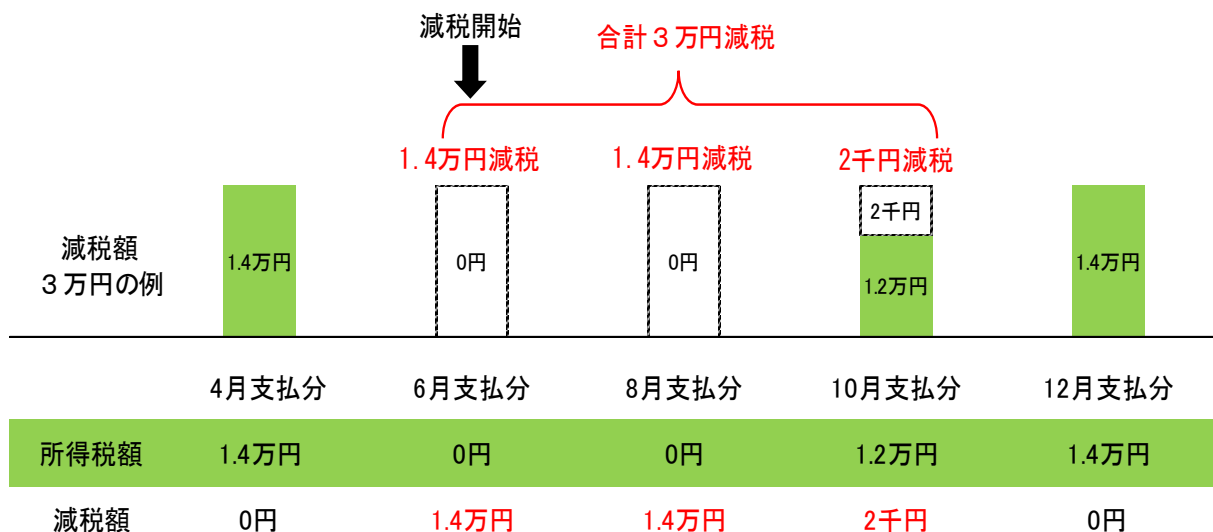
※1 国内居住の方に限ります。

※2 共済組合に提出いただいた「令和6年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）で、合計所得金額の見積額が48万円以下の方に限ります。

※ 定額減税の詳細については、所得税は国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](#)（外部リンク）」、個人住民税はお住まいの市区町村ホームページ等でご確認ください。

所得税の減税イメージ

2か月に1回支払われる年金から1万4千円の所得税を源泉徴収されている方が、本人分3万円の定額減税を受ける場合



年金支払通知書に印字される税額

年金支払通知書には、減税後の所得税額および個人住民税額が印字されます（減税額については記載されません。）。

減税額については、所得税は令和7年1月下旬に送付する源泉徴収票を、個人住民税は市区町村から送付される通知等をご確認ください。